

産後ケア
事業

産後のお母さんを しっかりサポート

京都市

スマイルママ・ホッと事業



産後は、お母さんの心身が最も不安定な時期です。
京都市では、産後のお母さんが、地域で安心して子育てができるよう、産科医療機関や助産所等での産後ショートステイ・産後デイケアを通じて、お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

対象となる方

京都市に住民票を有し、京都市内に居住している
産後1年未満の母親とその赤ちゃんで、12の
いずれにも該当する方

- 1 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の方、又は育児に不安があり、授乳や沐浴等の方法についての相談・助言といった心理的支援が必要な方
- 2 産後に家族等から母子への支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方

※ただし、入院治療の必要な方は除く ※母子ともに京都市に住民票を有していること

以上の条件を満たす方で、妊娠・出産後に子どもはぐくみ室等の職員による家庭訪問・面接等を通じて、京都市がこの事業による支援が必要であると認めた方が対象となります。

サービス区分	サービス内容	
産後 ショートステイ	原則、 <u>利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、</u> 右欄のサービスを提供する	<ol style="list-style-type: none">1 母体管理及び生活面の相談・指導2 乳房手当て、乳房トラブルケア3 発育及び発達のチェック4 体重及び排泄のチェック5 スキンケア6 授乳方法に関する助言・指導7 沐浴の実施及び方法に関する助言・指導8 在宅での育児に関する助言・指導9 カウンセリング等の心理面のケア10 離乳食に関する助言・指導11 その他必要とする保健相談・指導 
産後 デイケア	原則、 <u>午前10時から午後6時までの利用を1日とし、</u> 右欄のサービスを提供する	

実施場所

京都市内等の医療機関及び助産所等の委託実施施設



本事業については、
京都市情報館でも
確認できます。



ご利用開始期間・利用日数

利用開始期間

利用対象となる乳児の生後1日目から1歳未満の間
(施設によって利用できる期間が異なります。)

利用日数

産後ショートステイ及び産後デイケア各々で7日間以内



利用料 (1日あたり)

以下の利用料とは別に、利用施設が設定している料金(食事代等)をお支払いいただきます。料金は子どもはぐくみ室等へお問い合わせください。

階層区分	事業利用開始時の乳児の月齢が生後3か月未満		事業利用開始時の乳児の月齢が生後3か月以降	
	産後ショートステイ	産後デイケア	産後ショートステイ	産後デイケア
A(注1)	12,920円	6,300円	12,320円	6,100円
B	5,170円	2,520円	4,930円	2,440円
C(注2)	510円	250円	490円	240円



(注1) 利用者及び夫の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が730万円以上である世帯

(注2) サービスを利用する年度(4月から5月に申請する場合は前年度)の個人市民税が非課税の世帯または生活保護法の規定による被保護世帯

利用料を減免します!

● 市民税非課税世帯・生活保護世帯

産後ショートステイ及び産後デイケアの利用料を無料にします。

対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

減免回数: 1回の出産につき、産後ショートステイ及び産後デイケア各々7日まで

● 市民税課税世帯

産後ショートステイ又は産後デイケアの利用料から、1回あたり2,500円を上限に減免します。減免日を適用する日は、ご利用者にお選びいただけます。

対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

減免回数: 1回の出産につき、産後ショートステイ又は産後デイケアの利用日のうち、最大5日まで

※いずれの場合も、別途、利用施設が設定している料金(食事代等)を利用者から施設にお支払いいただきます。

ご利用方法

- 1 お住まいの区の子どもはぐくみ室等の職員が家庭訪問等を通じて、お母さんの体調や支援状況等をお伺いします。
- 2 事業による支援が必要であると認めた場合、利用方法等を説明したうえでお申し込みいただきます。
※利用のお申し込みは、原則、妊娠32週以降の受付となります。
※原則、利用希望日の2開庁日前までにお申し込みください。
- 3 子どもはぐくみ室等と施設が利用日時や内容等について調整した後、利用を開始していただきます。

※施設の状況によって、希望されたサービス内容や日時に利用できない場合があります。

※救急等でご利用中の施設が満床になった場合、利用中であっても施設を変更していただくことがあります。(その場合の移動費用は自己負担となります。)

お問合せ先

各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室

区・支所	電話番号	区・支所	電話番号
北区役所	075-432-1454	右京区役所	075-861-2179
上京区役所	075-441-2873	京北出張所	075-852-1816
左京区役所	075-702-1222	西京区役所	075-392-5691
中京区役所	075-812-2598	西京区役所洛西支所	075-332-9186
東山区役所	075-561-9349	伏見区役所	075-611-1163
山科区役所	075-592-3259	伏見区役所深草支所	075-642-3879
下京区役所	075-371-7219	伏見区役所醍醐支所	075-571-6748
南区役所	075-681-3574	子ども家庭支援課	075-746-7625